令和5年度全国中学校体育大会

第５４回全国中学校サッカー大会

大　会　要　項

大　会　申　込　書

宿　泊　要　項

四国ブロックスローガン

君の夢　四国の蒼空（そら）で
咲きほこれ

会　　期　令和５年８月１９日（土）～２４日（木）

会　　場　開始式・監督会議　『穴吹学園ホール』
競　　技　『Pikaraスタジアム』
『香川県総合運動公園』
『高松市立東部運動公園』
『屋島レクザムフィールド』
『三木町総合運動運動公園』
『瀬戸大橋記念公園球技場』
『綾川町総合運動公園競技場』

主　　催　公益財団法人日本中学校体育連盟　公益財団法人日本サッカー協会
香川県教育委員会　高松市教育委員会　三木町教育委員会　坂出市教育委員会
綾川町教育委員会　丸亀市教育委員会

主　　管　四国中学校体育連盟　香川県中学校体育連盟　一般社団法人香川県サッカー協会

後　　援　スポーツ庁　全日本中学校長会　全国都道府県教育長協議会
全国市町村教育委員会連合会　公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会
日本私立中学高等学校連合会　ＮＨＫ　全国新聞社事業協議会　毎日新聞社
香川県　高松市　三木町　坂出市　綾川町　丸亀市
香川県市町教育委員会連絡協議会　香川県ＰＴＡ連絡協議会　香川県中学校長会
高松地区中学校長会　坂出地区中学校長会　綾歌地区中学校長会　丸亀地区中学校長会
公益財団法人香川県スポーツ協会　公益財団法人高松市スポーツ協会
三木町スポーツ協会　一般社団法人坂出市スポーツ協会　綾川町体育協会
公益財団法人丸亀市スポーツ協会　四国新聞社　RNC西日本放送　KSB瀬戸内海放送

令和５年度全国中学校体育大会

第５４回全国中学校サッカー大会

大　会　要　項
大　会　申　込　書
宿　泊　要　項

目　　次

１　大会要項　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１～Ｐ　８

２　大会申込書　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　９

３　チーム紹介原稿　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０

４　外部指導者（コーチ）確認書　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１

５　選手・引率者・監督・コーチ変更届　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

６　宿泊・弁当のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３～Ｐ３２

７　レンタカーのご案内　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３～Ｐ３５

８　大会日程　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６

９　大会組合せ　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３７

令和５年度全国中学校体育大会
第５４回全国中学校サッカー大会要項

１　目　　的　この大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くサッカー競技実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

２　主　　催　公益財団法人日本中学校体育連盟　公益財団法人日本サッカー協会
香川県教育委員会　高松市教育委員会　三木町教育委員会　坂出市教育委員会
綾川町教育委員会　丸亀市教育委員会

３　主　　管　四国中学校体育連盟　香川県中学校体育連盟　一般社団法人香川県サッカー協会

４　後　　援　スポーツ庁　全日本中学校長会　全国都道府県教育長協議会
（申請中）　全国市町村教育委員会連合会　公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会
日本私立中学高等学校連合会　ＮＨＫ　全国新聞社事業協議会　毎日新聞社
香川県　高松市　三木町　坂出市　綾川町　丸亀市
香川県市町教育委員会連絡協議会　香川県ＰＴＡ連絡協議会　香川県中学校長会
高松地区中学校長会　坂出地区中学校長会　綾歌地区中学校長会　丸亀地区中学校長会
公益財団法人香川県スポーツ協会　公益財団法人高松市スポーツ協会
三木町スポーツ協会　一般財団法人坂出市スポーツ協会　綾川町体育協会
公益財団法人丸亀市スポーツ協会　四国新聞社　RNC 西日本放送　KSB 瀬戸内海放送

５　特別協賛　大塚製薬株式会社　菅公学生服株式会社

６　会　　期　令和５年８月１９日（土）～２４日（木）

１９日（土）	開始式（監督会議）	穴吹学園ホール	１５時００分～
２０日（日）	１回戦	（１６試合／８会場）	９時３０分～
２１日（月）	２回戦	（８試合／８会場）	１０時００分～
２２日（火）	準々決勝	（４試合／４会場）	１０時００分～
２３日（水）	準決勝	（２試合／２会場）	１０時００分～
	表彰式	（第３位校）	準決勝戦終了後
２４日（木）	決　勝	（１試合）	１０時００分～
	表彰式	（第１位・第２位校）	決勝戦終了後

７　会　　場

（１）開始式（監督会議）　『穴吹学園ホール』
〒761-0113　香川県高松市屋島西町 2366 番地１　TEL 087-844-3511

（２）競　技
①『Pikara スタジアム（香川県立丸亀競技場）』〔天然芝〕
〒763-0053　香川県丸亀市金倉町 830　TEL 0877-21-5800　FAX 0877-21-5801
②『香川県総合運動公園サッカー・ラグビー場』〔天然芝〕
③『香川県総合運動公園第２サッカー・ラグビー場』〔天然芝〕
〒761-8002　香川県高松市生島町 614 番地　TEL 087-881-0354　FAX 087-881-2460
④『高松市立東部運動公園第２サッカー場』〔天然芝〕
〒761-0104　香川県高松市高松町 1347 番地１　TEL 087-843-9446　FAX 087-843-1057

⑤『屋島レクザムフィールド（屋島競技場）』〔天然芝〕
〒761-0112　香川県高松市屋島中町 374-1　TEL 087-802-7350　FAX 087-802-7330
⑥『三木町総合運動公園サッカー場』〔天然芝〕
〒761-0613　香川県木田郡三木町大字上高岡 2544 番地３　TEL 087-899-1155
⑦『瀬戸大橋記念公園球技場』〔天然芝〕
〒762-0065　香川県坂出市番の州緑町６番地 13 TEL 0877-45-2344 FAX 0877-45-2419
⑧『綾川町総合運動公園競技場』〔天然芝〕
〒761-2103　香川県綾歌郡綾川町陶 1536 番地１　TEL 087-876-3580　FAX 087-876-3982

８　参加資格

（１）参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校または、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に在籍する中学生で（公財）日本サッカー協会に加盟し、全国大会参加資格を得た、一校単位で組織する中学校または、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）のチームであること。ただし、中学校においては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」や「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に基づき、都道府県中学校体育連盟会長が認めた合同チームや拠点校部活動は参加できるものとする。なお、（公財）日本サッカー協会の女子加盟チーム選手は在籍中学校または後述の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学校の生徒であれば、移籍を行うことなく、本大会に参加することができる。
（２）年齢は、平成２０年（２００８年）４月２日以降に生まれた者に限る。
（３）前項以外の生徒が参加を希望する場合は、令和５年６月３０日までに、各都道府県中学校体育連盟を通して（公財）日本中学校体育連盟に申し出ること。
（４）１チームは、引率者１名・監督１名・コーチ１名・選手１８名の計２１名以内とする。
（５）令和５年度全国中学校体育大会の他競技（夏季大会）に出場していない者であること。
（６）参加資格の特例

◎学校教育法１３４条の各種学校在籍生徒について
①学校教育法１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍し、都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
②参加を希望する各種学校は、以下の条件を具備すること。
１　全国大会の参加を認める条件
（ア）（公財）日本中学校体育連盟の目的および永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
（イ）生徒の年齢および修業年限が、我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
（ウ）参加を希望する学校にあたっては、運動部活動が教育活動の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
２　全国大会に参加した場合に守るべき条件
（ア）全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
（イ）全国大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員または部活動指導員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
（ウ）大会開催に要する費用については、必要に応じて、応分の負担をすること。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生について
①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加が認められた生徒であること。

②参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、以下の条件を具備すること。

１　全国大会の参加を認める条件

（ア）（公財）日本中学校体育連盟の目的および永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

（イ）生徒の年齢および修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

（ウ）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

（エ）「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月２７日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

（オ）当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による）。

（カ）都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

（キ）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

２　全国大会に参加した場合に守るべき条件

（ア）全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。

（イ）全国大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

（ウ）大会開催に要する費用については、必要に応じて、応分の負担をすること。

（エ）地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

３　参加を認めない場合

（ア）全国大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

４　サッカー競技部細則

（ア）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）＜運営母体・母体となるクラブ＞のU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと（クラブユース連盟に加盟しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない）。

（イ）学校団体でない場合は、（公財）日本サッカー協会へのチーム登録をしていること。

（ウ）（公財）日本中学校体育連盟が定める参加資格条件を満たすこと。

（７）個人情報の取り扱い（利用目的）

大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、（公財）日本中学校体育連盟「個人情報保護方針・規程」に基づき、取得する個人情報について適切に取り扱う。また、取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表・記録発表（記録集）、動画配信等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する各選手はこれに同意する。

９　参 加 料

（１）参加選手一人につき４，０００円とする。

（２）参加料は、口座振込で８月１４日（月）までに下記口座に振り込むこと。

※振込手数料は各チーム負担とする。

（3）参加申し込み締め切り以後の参加取消や不出場の場合、参加料の返金は行わない。

香川銀行　東支店　　普通預金口座番号　３５７９９７２　　口座名『令和５年度全国中学校体育大会香川県実行委員会サッカー競技事務局　代表　吉川　和克』

１０　引率者及び監督

（1）全中大会に出場するチーム・選手の引率・監督は、出場校（チーム）の校長・教員・部活動指導員※１、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表（指導）者とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、所定の参加申込書に必要事項を記入し、大会事務局に提出する。なお、部活動指導員は、他校の引率者にはなれない。

（※１　ここでいう部活動指導員は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者。）

ただし、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、「全国中学校体育大会引率細則」により、参加校校長が適切であると承認した外部指導者（コーチ）に引率及び監督の資格を認める。

※地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が全中大会に出場する場合、「学校・校長」を「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）・代表者」に読み替えること。

（2）コーチが外部指導者（コーチ）の場合は、出場校の校長が認めた２０歳以上の成人とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込時に提出すること。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）になれない。また、同一人が複数校の外部指導者（コーチ）にはなれない。（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は該当しない。）

（3）全中大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお外部指導者（コーチ）は校長から暴力等に対する指導処置を受けていないこと。

（4）全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定「⑵ 条件」

合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。ただし、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

注意点

① 部活動指導員・外部指導者（コーチ）は、合同チームの代表監督にはなれない。また、代表引率・監督にもなることができない。

② 部活動指導員として複数校に勤務する場合、全中大会で引率・監督を担当できる学校は１校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告していること。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは１校のみである。

（5）全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程「⑵ 条件」

拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。

１１　参 加 数　　下記地域区分から選出された３２チームによって行う。

地区	北海道	東北	関東	北信越	東　海	近　畿	中　国	四　国	九　州	開催地	計
割当数	2	3	7	2	3	5	2	2	5	1	32

１２　競技規則

（１）（公財）日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則2023/2024」による。

（２）交代に関しては、競技開始前に登録した最大７名の交代要員の中から、７名までの交代が認められる。一度退いた競技者は再び出場することができない。

（３）試合球は、５号球とし競技規則第２条に適合するもので、指定された試合球を使用する。
Pikaraスタジアム（香川県立丸亀競技場）、香川県総合運動公園サッカー・ラグビー場、高松市立東部運動公園第２サッカー場、三木町総合運動公園サッカー場、綾川町総合運動公園競技場においては、モルテンＦ５Ａ４９００
香川県総合運動公園第２サッカー・ラグビー場、屋島レクザムフィールド（屋島競技場）、瀬戸大橋記念公園球技場においては、ミカサＦＴ５５０Ｂ

（４）テクニカルエリアを設け、ベンチ入りした役員（引率者・監督・コーチ）のうち、その都度１名がその範囲内で指示することができる。

（５）本大会において退場を命じられた選手、ベンチ入りした引率者・監督・コーチは、次の１試合に出場することができない。違反行為の内容によっては、大会の規律フェアプレー委員会でそれ以後の処置について決定する。各ブロック大会における退場による出場停止処分の未消化分に関しては、全国大会でも適用される。

（６）本大会期間中、警告は累積され、２回の警告を受けた選手、ベンチ入りした引率者・監督・コーチは次の１試合に出場できない。

１３　競技方法

（１）ノックアウト方式により優勝以下第３位まで決定する。（３位決定戦は行わない。）

（２）決勝戦において雷等の不測の事態により試合が成立しない時は、両校優勝とする。

（３）試合時間は、６０分（３０分ハーフ）とし、ハーフタイムのインターバル（前半終了から後半開始まで）は原則として１０分とする。勝敗が決しないときは、１０分間（５分ハーフ）の延長戦を行い、なお決しないときにはＰＫ方式により次回戦に進出するチームを決定する。決勝戦においても同様に、延長戦を行い、なお決しないときには、ＰＫ方式により優勝チームを決定する。

１４　表　　彰

（１）優勝チームに、（公財）日本中学校体育連盟よりトロフィー、（公財）日本サッカー協会より優勝旗（持ち回り）、ＮＨＫよりＮＨＫ盾（持ち回り）、文部科学省より盾を授与する。

（２）優勝以下第３位までに、賞状ならびにメダルを授与する。

（３）大会優秀選手を選出し、メダルを授与する。

（４）フェアプレー賞を（公財）日本サッカー協会より授与する。

１５　参加申込

（１）大会申込書とチーム紹介原稿を作成し、チームの写真（鮮明なもの）とともに各ブロック大会監督者会議に書面で持参すること。また各種学校においては、コーチが当該校教員以外の外部指導者（コーチ）の場合は、所定の外部指導者（コーチ）確認書（校長承諾書）に写真２枚（上半身：３０mm×２４mm）も添えること。各ブロック長は内容を確認し、下記の大会実行委員会事務局へ８月１０日（木）必着で送付すること。
※大会申込書とチーム紹介原稿は、大会ホームページよりダウンロードすること。
※大会申込書は、代表者の承認を得て、押印すること。
※チーム写真については、背景に個人情報が含まれないように注意すること。

（２）（１）で作成した大会申込書・チーム紹介原稿・チーム写真のデータを、８月３日（木）までに下記の大会実行委員会事務局までメールにて提出すること。
※大会申込書は、下記の２つのファイルを提出すること。

・代表者の押印のあるPDF形式ファイル
・代表者の押印のない上記と同様のExcel形式ファイル（プログラム等データ活用のため）

（３）申し込み上の注意点

①申込書の選手の「位置」については、ＧＫ、ＤＦ、ＭＦ、ＦＷの書き方で記入すること。

②選手・引率者・監督・コーチに変更がある場合は、所定の「選手・引率者・監督・コーチ変更届」に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、原簿とコピー６０枚を監督会議に提出すること。ただし、選手の変更は５名までとし、選手・引率者・監督・コーチの追加登録は認めない。また、外部指導者（コーチ）の場合は上記（１）と同様の手続きをすること。

（４）（公財）日本サッカー協会のＷＥＢ登録を８月４日（金）１６時００分までに完了すること。
［（公財）日本サッカー協会ホームページ　http://www.jfa.or.jp ］

（５）申込先

〒760-0077　香川県高松市上福岡町714番地１　高松市立玉藻中学校内
令和５年度全国中学校体育大会
香川県実行委員会サッカー競技部事務局　担当者　吉川　和克
TEL　087－837－9127　　FAX　087－837－9126
携帯　080－5661－1143（大会事務局）
E-mail ： kagawaz05soccer@themis.ocn.ne.jp

※封筒表面に「第５４回全国中学校サッカー大会申込書在中」と朱書きする。

１６　諸 会 議

（１）監督会議　　日時　令和５年８月１９日（土）　１５時００分から
『穴吹学園ホール』
〒761-0113　香川県高松市屋島西町2366番地１　TEL 087-844-3511
※監督が出席すること

（２）競技部会　　日時　令和５年８月１９日（土）　１６時３０分から
『穴吹学園ホール』
〒761-0113　香川県高松市屋島西町2366番地１　TEL 087-844-3511

１７　宿泊・選手輸送

（１）宿泊については、別紙宿泊（弁当）要項による。適切な危機管理対応（感染症・自然害等）を確保するため、必ず、大会実行委員会指定の業者を通して申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は、原則として認めない。）

（２）宿泊の申し込みは、８月１１日（金）１６時までに直接取扱業者に送付すること。
なお、問い合わせも直接取扱業者に行うこと。

名鉄観光サービス株式会社　高松支店
「第５４回全国中学校サッカー大会」　　担当：合田・元木・中山・上杉
〒760-0023　高松市寿町1-4-3　高松中央通りビル３F
TEL　087－822－1621　　FAX　087－822－1628
E-mail：takuya.goda@mwt.co.jp
営業時間　9:30～17:30（土曜・日曜・祝日休業）

（３）選手輸送の申し込みは直接取扱業者に送付すること。なお、問い合わせも直接取扱業者に行うこと。

（４）（公財）日本サッカー協会から特別に宿泊費補助金が支給される。
支給額：２回戦まで…32チームに、出場する試合の前泊分として１試合（１泊）あたり
１８，０００円（１，０００円×１８名）

３回戦以降…８チームに、出場する試合の前泊分として１試合（１泊）あたり
１４４，０００円（８，０００円×１８名）
※宿泊要項に従わない場合は、補助金は支払われない。

１８　組合せ抽選

組合せは、８月１１日(金)１５時００分からＷＥＢ会議システムにて行い決定する。決定した組合せは、(公財) 日本サッカー協会ホームページと、本大会ホームページに掲載予定。

１９　ユニフォーム

（1）ユニフォームは、参加申込書に記入したものを使用すること。参加申込書送付以降の変更は認められない。なお、背番号の変更も認めない。

（2）ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は、正の他に、副として異なる色彩のユニフォームを参加申込書に記載し、必ず試合会場まで携行すること。(ナショナルチームエンブレム・広告等の入ったユニフォームは、その部分を覆う。)

（3）審判員と同一色または類似色（黒または紺）のユニフォームをシャツに用いることはできない。なお、ショーツとソックスは黒または紺のみでも可とする。また、両方が黒または紺であるものも許される。ゴールキーパーについても同様である。

（4）シャツの前面・背面に参加申込書に登録された選手番号を付けること。ショーツの番号については、付けることが望ましい。なお、番号は１番から９９番までとする。副のユニフォームについても同様である。大きさは、シャツ背面縦２５ｃｍ程度、シャツ前面縦１０ｃｍ程度、ショーツの前面の右側または左側に縦８ｃｍ程度、横はこれに比例して適当な大きさで番号は見やすいものとする。なお、ユニフォームのシャツが縞（縦縞・横縞ともに）で背番号が判別しにくい場合は、台布（縦３０ｃｍ×横３０ｃｍ位）に背番号を付ける等、わかりやすくすること。

（5）主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

（6）前項の場合、主審は、両チームの各２組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

（7）上記の事柄が守れない場合は、試合に出場できないこともある。その他の事項については(公財) 日本サッカー協会ユニフォーム規程に則る。

２０　注意事項

（1）競技中に発生した傷害及び疾病については、大会本部において応急処置を行うが、以後の責任は一切負わない。

（2）補償措置については、学校からの参加においては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用する。また地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、チーム代表者の責任のもと加入している傷害保険等の定めを適用する。なお、参加者は健康保険証を持参すること。(健康保険証がないときは保健医療が受けられない場合がある。)

（3）大会に関わる全ての者の感染症対策については、(公財) 日本中学校体育連盟の「インフルエンザ・コロナウィルス感染症等に関わる対応について」等に従うこと。

２１　そ の 他

（1）練習会場については、８月１８日（金）・１９日（土）に割り当てられた各会場とする。

２２　連 絡 先

（1）大会開催前後

〒760-0077　　香川県高松市上福岡町 714 番地１　高松市立玉藻中学校内
令和５年度全国中学校体育大会
香川県実行委員会サッカー競技部事務局　　担当者　吉川　和克
TEL　087－837－9127　　FAX　087－837－9126
携帯 080－5661－1143（大会事務局）
E-mail ： kagawaz05soccer@themis.ocn.ne.jp

（2）大会期間中

令和５年度全国中学校体育大会
香川県実行委員会サッカー競技部事務局　　担当者　吉川　和克
携帯 080－5661－1143（大会事務局）

（3）大会ホームページURL　　http://kagawaz05soccer.conohawing.com/

令和５年度 全国中学生体育大会　四国ブロック大会スローガン

「君の夢　四国の蒼空（そら）で　咲きほこれ」

令和5年度全国中学校体育大会

第54回全国中学校サッカー大会申込書

ブロック 位	都道府県名		ふ り が な	
			チーム名	

ふ り が な チーム所在地	〒	TEL FAX
ふ り が な 引 率 者 名		校長 ・ 教員 ・ 部活動指導員 ・ 外部指導者(コーチ) 【→任命権者 ( )】
ふ り が な 監 督 者 名		校長 ・ 教員 ・ 部活動指導員 ・ 外部指導者(コーチ) 【→任命権者 ( )】
ふ り が な コ ー チ 名		チームメールアドレス

監督	JFA指導者資格(S A B C D なし)	コーチ	JFA指導者資格(S A B C D なし)

緊急連絡先 (携帯・メール等)	**8月10日から8月19日まで、確実に連絡のとれる電話番号、FAX番号、メールアドレスを2つ記入してください。**
	氏名 携帯 FAX メール
	氏名 携帯 FAX メール
	8月10日から8月19日まで、大会関係書類等を確実に受け取れる方の氏名・住所・郵便番号を記入してください。
	氏名 〒

ユニフォーム色		シャツ	ショーツ	ソックス	GKシャツ	GKショーツ	GKソックス
	正						
	副						

背番号	位置	氏 名	ふ り が な	生 年 月 日(西暦)	学 年	備 考 キャプテンは〇印を、女子選手は「女子」を記入
1				年 月 日生	年	
2				年 月 日生	年	
3				年 月 日生	年	
4				年 月 日生	年	
5				年 月 日生	年	
6				年 月 日生	年	
7				年 月 日生	年	
8				年 月 日生	年	
9				年 月 日生	年	
10				年 月 日生	年	
11				年 月 日生	年	
12				年 月 日生	年	
13				年 月 日生	年	
14				年 月 日生	年	
15				年 月 日生	年	
16				年 月 日生	年	
17				年 月 日生	年	
18				年 月 日生	年	

上記の者は、本競技大会の参加申込に際し、大会要項に記載の内容を確認し、同意を得ています。又、宿泊については、宿泊要項を厳守し申し込みます。

チーム名　　代表者　　印

＊チーム名が、学校名の場合は〇〇立〇〇中学校のように記入すること。 ＊監督、コーチでJFA指導者資格を取得している場合は記入すること。

＊位置はGK、DF、MF、FWと記入すること。 ＊備考欄は、キャプテンに〇印を、女子選手は「女子」と記入すること。

＊各種学校において、引率者・監督は、校長・教員・部活動指導員・外部指導者(コーチ)のいずれかに〇印を記入する。

なお、部活動指導員に〇印を記入した場合、必ず任命権者を記入すること。

チーム紹介原稿（プログラム用・ＨＰ用）

各ブロック大会出場決定チームへ

ブロック大会への出場おめでとうございます。
ブロック大会出場決定チームには、全中プログラム・大会ＨＰに掲載するチーム紹介とチーム写真を、編集作成の都合上、事前に送って頂きたいと思います。なお、残念ながら本大会出場を果たせなかったチームにつきましては、こちらで、責任をもって、原稿を破棄させていただきます。データ・写真については、返却しませんので、ご理解をよろしくお願いします。

＊プログラム作成のスピード化と正確性向上のために、大会ホームページから「チーム紹介原稿」をダウンロードし、入力したデータをメールで送信してください。合わせて確認のためFAXでも送付ください。８／３（木）〆切
＊チーム写真については、デジカメで撮影し、添付ファイルで送信してください。
８／３（木）〆切
また、プリントしたチーム写真を、大会申込書とともに、ブロック長を通して事務局へ郵送してください。※写真の裏にチーム名を記入してください。８／１０（木）必着

＊太枠内は、「大会申込書」シートに記載すれば、自動的に入力されます。
（パソコンで作業される場合）
＊チーム紹介のシートには、「主将氏名」「チームのプロフィール」「チームカラー」の３項目を記入してください。
＊「チームプロフィール」と「チームカラー」は大会プログラムと大会ＨＰに掲載する予定なので、個人名などは書かないようにお願いいたします。

	ブロック代表	都道府県名	
チーム名			
住所	〒		
引率者			
監　督			
コーチ			

チーム紹介シート

主将氏名	
チームのプロフィール（25文字×4行程度でお願いします）	
チームカラー（25文字×4行程度でお願いします）※選手個人名は書かないで下さい	

＊プログラムと大会HPに掲載する内容でお願いします。

令和５年　　月　　日

令和５年度全国中学校体育大会
香川県実行委員会サッカー競技部
会　長　　涌嶋　　徹壽　様

都・道・府・県

中学校名

学校長名　　（公印）

住　所

ＴＥＬ

ＦＡＸ

外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）

下記の者を、本校が令和５年度全国中学校体育大会出場に際しての、外部指導者（コーチ）として承認しました。

外部指導者（コーチ）

ふりがな 氏　　名			顔写真
性　　別	男　　女	年　齢	歳
学校との関わり			

令和5年度全国中学校体育大会　第54回全国中学校サッカー大会

選手・引率者・監督・コーチ変更届

（　　）　ブロック　　チーム名

都・道・府・県　　代表者名　　印

1　変更前の登録選手

背番号	位　置	氏　　名	学　年	備考（キャプテン、女子等を記入）

2　変更後の登録選手

背番号	位　置	ふ り が な 氏　　名	生年月日（西暦）	学　年	備　考 （キャプテン、女子等を記入）
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

上記の選手は、本競技大会の参加申込に際し、大会要項に記載の内容を確認し、同意を得ています。

3　変更前の引率者・監督・コーチ

引 率 者 名	
監　督　名	
コ ー チ 名	

4　変更後の引率者・監督・コーチ

ふりがな		校長 ・ 教員 ・ 部活動指導員 ・ 外部指導者（コーチ） 【→任命権者（　　）】
引 率 者 名		
ふりがな		校長 ・ 教員 ・ 部活動指導員 ・ 外部指導者（コーチ） 【→任命権者（　　）】
監　督　名		
ふりがな		
コ ー チ 名		

*各種学校において、引率者・監督は、校長・教員・部活動指導員・外部指導者（コーチ）のいずれかに ○印を記入する。
なお、部活動指導員に○印を記入した場合、必ず任命権者を記入すること。

★60部コピーして、監督会議の受付に提出してください。

令 和 5 年 度　全 国 中 学 校 体 育 大 会
第 5 4 回 全 国 中 学 校 サ ッ カ ー 大 会
【宿泊・弁当のご案内】

■大会期間：令和５年８月１９日（土）～８月２４日（木）

■大会会場：【香川東部】　三木町総合運動公園　　高松市立東部運動公園

【高松周辺】　屋島レクザムフィールド　　香川県総合運動公園

【香川西部】　瀬戸大橋記念公園　　綾川町総合運動公園

決 勝 戦　Pikara スタジアム（丸亀市）

1．基本方針

第 54 回全国中学校サッカー大会の宿泊及び昼食の確保に万全を期する事を目的とし、次のように定めます。

（1）　令和５年度全国中学校体育大会香川県実行委員会（以下「実行委員会」と言う）の宿泊・弁当等の基本方針に従って実施します。

（2）　この要項の適用対象者（以下「大会参加者」と言う）は第５４回全国中学校サッカー大会に参加する選手・監督・コーチ・引率者・応援生徒・一般応援者・保護者(小児含む)・大会役員・運転手とします。

（3）　大会参加者は指定宿舎とします。尚、指定した宿舎の変更は原則として認めません。変更によって生じた全ての紛議や損失は、任意に宿泊を変更した者がその責任を負うことになります。

（4）　宿泊・お弁当の取扱は、実行委員会が指定した「名鉄観光サービス（株）高松支店」（以下、「宿泊事務局」と言う）が担当します。必ず宿泊事務局を通じてお申し込み等を行ってください。

（5）　宿泊中の選手等に風紀上悪影響が及ばないよう教育的配慮をします。

（6）　ご希望された申込区分の宿舎が満室の場合、他の宿舎をご案内させて頂きます。予めご了承下さい。

2．取扱適用期間（大会実施期間：令和５年８月１９日（土）～８月２４日（木）です）

宿 泊 設 定 日：令和５年８月１８日（金）～８月２３日（水）のご宿泊

※設定以外の日程での宿泊については「宿泊事務局」までご相談ください。

※８月２３日（水）の宿泊については宿泊数に限りがありご相談させていただくことがあります。

※８月２４日（木）の宿泊については予約希望を頂いてから手配となりますのでご了承ください。

※８月１９日（土）、２０日（日）の２泊は必ず宿泊いただきます。

※災害等特別な事由が生じた場合は別途考慮致します。

3．宿泊について

香川県では夏の恒例の中四国最大級の野外音楽イベント行事「MONSTER　baSH」が開催され開催日・開催日前後の宿泊施設の多くが毎年確保されています。本年度は８月１９日（土）・２０日（日）開催予定の為、同日は宿泊施設の予約状況がひっ迫しております。このため、今回は香川県内広域で宿舎を確保しまして選手団の宿泊に充てております。そこで、会場までの移動にできるだけご不便をおかけしないよう配宿する方針です。

■大会前半「８月１８日（金）～２１日（月）期間」選手団の配宿については

宿泊施設を【香川東部】【高松周辺】【香川西部】の３つの宿舎群に分け、練習会場及び１回戦の試合会場に比較的近い宿舎群の宿舎を試合の組合せ決定後に配宿させていただくことにいたします。

■大会後半「８月２２日（火）～２３日（水）期間」の宿泊は、３つの宿舎群の中で利便性の良い宿舎を選び配宿をさせていただきます。このため、大会前半・後半で宿泊施設が変わります。（変わらない場合もあります）

■大会前半・大会後半で各々、宿泊施設区分をご選択ください。

■大会前半のみの宿泊申込のチームで、大会期間中に大会後半の宿泊が必要となったチームは、宿泊事務局にご相談下さい。

４．宿泊のご案内

ご旅行の取扱いは、名鉄観光サービス（株）高松支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。

添乗員は同行しません。旅行条件は令和５年３月１日現在を基準とし「ご旅行条件書」をご確認下さい。

（１）　宿泊設定日：令和５年８月１８日（金）～８月２３日（水）

（２）　宿泊対象者：選手･監督･コーチ･引率者･応援生徒･一般応援者･保護者(小児含む)･大会役員･運転手

（３）　宿泊地区

大会前半（8 月 18 日～21 日）	大会後半（8 月 22 日～23 日）
練習・1 回戦会場に比較的近い宿舎群から配宿	準決勝以降の会場に比較的近い宿舎を配宿
【香川東部】さぬき市・高松市 【高松周辺】高松市・三木町 【香川西部】坂出市・丸亀市・善通寺市・宇多津町・多度津町	【地区指定なく】　高松市 三木町 坂出市 丸亀市 利便性の良いホテル
大会前半・後半で宿泊施設が変わります。（変わらない場合もあります）	

（４）　日程表　　：下記は１泊あたりのモデル日程表になります。ご希望に応じて６泊までお受けいたします。

日　次	日　　程　(最少催行人数：各ホテル１名様より)
１日目	宿泊施設（泊）　※各自チェックインください
２日目	宿泊施設（発）　※各自チェックアウトしてください

（５）　食事回数　：１泊２食付き・・・朝食１回　夕食１回　　１泊朝食付き・・・朝食１回

（６）　配宿について

①　ご案内する宿舎群ごとの「宿泊区分」は別表の通りです。各施設、受入人数に上限があるため、ご希望にお応えできない場合がございます。なお、宿泊施設の指定はできませんので予めご了承ください。
また、宿泊区分と会場までの移動距離は比例いたしませんので予めご了承下さい。

②　配宿は、組合せ抽選結果により宿泊事務局に一任いただきます。１回戦の試合会場に比較的近い宿泊群の中から配宿させていただきます。ご希望に添えますよう努力をいたしますが、宿泊区分及び宿泊施設の収容人員が満員に達した場合、止むを得ず　第２希望・第３希望でのご案内となる場合がございます。予めご了承ください。また、Ｓ・Ａ区分のない宿泊群がありますのでご了承ください

③　配宿は選手・監督・コーチ・引率者は同宿を原則とし最優先に配宿いたします。応援生徒・保護者につきましては可能な限り選手等と同じ宿泊施設に配宿いたしますが、収容人員が満員に達した場合など他の宿泊施設をご案内することがあります。

（７）　ご宿泊に関する注意事項

①　旅行代金は宿泊代金、食事代金、税金・サービス料を含む定員利用時の１名様あたりの金額です。

②　小学生も同料金となります。また未就学児につきましては「宿泊事務局」にお問い合わせください。

③　監督・引率者の方々は可能な限り一人部屋となるよう配慮いたしますがご希望に添えないこともございます。

④　お部屋割りは学校単位でご用意いたしますので他校との相部屋はございません。

⑤　ホテルのお部屋のタイプはシングル・ツイン・トリプル・フォースタイプ・和室、旅館のお部屋のタイプはは和室・和洋室・広間となり、洋室の場合はエキストラベットを含めたベット数、和室の場合は定員、広間は最大８名までの利用とさせていただきます。

⑥　選手のお部屋は可能な限り禁煙ルームをご案内させていただきますが、宿泊施設の状況により喫煙ルームで消臭対応となる場合がございます。

宿泊施設を指定してのお申し込みは受付できません。宿泊施設区分（S～D）にてお申し込みください。

大会前半：第１希望～第３希望　及び　大会後半：第１希望～第３希望　をご選択ください。

⑦　ホテル・旅館の客室について、お部屋のタイプ（シングル・ツイン・和室等）の希望はご指定できません。

⑧　食事条件は可能な限り１泊２食対応をさせていただきますが宿泊施設の事情で下記の対応となる施設があります。

【１泊朝食】　別途夕食手配が可能な施設	【１泊２食】夕食はホテル外の食事場所となる施設
ＪＲホテルクレメント高松 クレメントイン高松 チサン イン 丸亀善通寺	ダイワロイネットホテル高松【仲見世など】 リーガホテルゼスト高松【さぬき麺業】 ルートイン坂出北インター【うまか坊】 アパホテル高松空港【和光】（朝食は弁当対応） HOTEL ＡＺ 香川宇多津店【四国健康村】 宇多津グランドホテル（夕食はお弁当対応）

このことから夕食を欠食希望される場合は１食あたり@１,０００円（税込）を欠食料金として差引した料金で対応いたします。なお申込以降の夕食欠食はできませんのでご了承ください。

⑨　特別な事情を除き、朝食または朝食弁当対応の欠食扱いはいたしません。

⑩　宿泊施設駐車場を有しない施設が多くありますのでご了承ください。また駐車場を有する施設においても有料の場合がございますのでご承知おきください。宿舎決定後、駐車場をご利用の場合は宿泊施設に直接ご確認をお願いいたします。なお、駐車料金が別途必要になる場合は、ご自身で精算をお願いいたします。

⑪　早着・遅着の取扱いは、チェックインは１５:００以降、チェックアウトは１０:００以前を原則とします。それ以前・以降の場合は追加料金が発生する場合があります。

５．昼食（お弁当）の取扱いについて　　【お弁当は旅行契約に該当しません】

（１）　昼食（お弁当）の取扱日は　令和５年８月１８日（金）～２４日（木）【７日間】

（２）　内容　幕の内弁当（お茶付）　９５０円（税込）

（３）　受け渡しについて

①　お弁当の引き換えは各会場の指定「弁当引換所」にてお申込み単位で１０:３０～１３:３０の間に行います。

②　食中毒防止のため受け取りに来られないお弁当につきましては１３:３０をもって廃棄させていただきます。

③　受け取り後は、炎天下での保管はせず必ず３０分以内に必ずお召し上がりください。

④　空箱の回収は弁当引換所に１４:００までにお持ちください。１４:００を過ぎますと処分ができませんのでその際はご自身で処分をお願いいたします。なお、空箱の回収はお申込みのお弁当に限らせていただきます。

⑤　ご希望の場合は、申込システムで宿泊申込と併せてご注文をお願いします。

⑥　競技場周辺は飲食施設が限られますので、お弁当のご注文をお勧めいたします。

⑦　お弁当の当日販売はございません。

⑧　取消料規定が宿泊プランとは異なりますのでご注意ください。

⑨　お弁当の個数に変更がある場合は、前日１２：００までに、「宿泊事務局」へ最終の必要数をご連絡ください。ご連絡が無い場合は、当初のお申し込み個数でお渡しします。

6．大会会場への送迎（選手輸送）について

公共交通機関（ＪＲ・航空機・高速バス）などで来県される学校様につきましては、貸切バスをチャーターされるご希望があればご相談ください。バス会社へ問合せをさせていただきます。

※貸切バスの予約状況も宿泊施設と同様に中四国最大級の野外音楽イベント行事「MONSTER　baSH」の開催のためバス需要がひっ迫しておりますのでお早目にご相談ください。

7．お申し込み方法

（１）　お申込み方法について

①　本大会のご出場が決定次第、所定のＷＥＢ申込システムに必要事項を入力しお申し込みください。

［申込ＵＲＬ］　https://www.mwt-mice.com/events/soccer2023

第 54 回全国中学校サッカー大会のホームページ（http://www.kagawa-zenchu-soccer.com/）からも画面にアクセスできます。

②　電話でのお申込みはお受けできません。必ずＷＥＢ申込をお願いいたします。

③　WEB 申込画面でのお申込みが出来ない環境の場合は名鉄観光サービス㈱高松支店『第 54 回全国中学校サッカー大会宿泊事務局』まで FAX 申込用紙をご請求ください。FAX でお申し込みを受け付けます。

（２）　お申込み締切日

令和５年８月１１日（金）16 時　申込締切

注）但し、ブロック大会が終了していない場合がございましたら、別途ＦＡＸにてお申込を受け賜ります。

（３）　お申し込みの流れ

①　上記 URL のお申し込みサイトにアクセスしていただき「新規お申し込みはこちら」よりお進みください。
※ご登録いただきましたメールアドレスに弊社からの連絡等を送信いたしますので、ご確認・受信いただきやすいメールアドレスをお使いいただきますようお願いいたします。

②　WEB サイト内で締切日まではご登録内容の変更など編集が可能です。

③　お申し込み締切り後はお申し込みサイトが「メンテナンス中」となりアクセスできなくなります。

④　配宿確定後、弊社からメールにて確定通知メールを送信いたします。受信後、お申し込みサイトに再ログインしていただき確定結果をご確認ください。

⑤　再ログインしたホーム画面にて「お申込内容確認書兼お振込先のご案内（PDF）」をダウンロードしていただき費用のご送金をお願いします。

■　お申し込みフローチャート

お申し込み専用サイトに登録	８月 11 日(金)16:00 締切
↓	
配宿確定通知メール受信、再ログインして内容ご確認	８月 14 日(月)通知
↓	
ホーム画面にて確認書ファイルをダウンロード	
↓	
費用お支払い	８月 18 日(金)振込期限

（４） 交通手段把握のためお申し込みサイト内に必ずご登録ください。
《例：大型バス・公共交通機関・自家用車など》

（５） 変更・取消方法

① お申し込み締切日（8 月 11 日）までの「変更・取消・追加」は、お申し込みサイトの変更画面にてお願いいたします。

② お申し込み締切日以降の「変更・取消・追加」については、お申し込みサイトに添付の「変更・取消・追加連絡書」にご記入のうえ、FAX またはメール（zenchu2023-soccer@mwt.co.jp ）でご送信願います。

※電話による変更や取消のお申し出は間違い防止のためお受けいたしません。FAX による変更等依頼の際は送受信確認のご連絡をお願いいたします。

③ 取消の場合、取消日(旅行契約の解除期日)により、規定の取消料(11、取消料規定について)がかかりますのでご注意ください。

※取消日は、お客様が弊社の営業日・営業時間内にご連絡いただいた日とします。

（６） 宿泊確定通知

① 大会の試合組合せ決定後、8 月 14 日（月）以降、順次ご登録のメールアドレスに配宿確定通知メールを送付いたします。

② メール受信後、お申し込みサイトより「お申込内容確認書兼お振込先のご案内（PDF）」にてご確認ください。

※ お申込内容確認書は、受付にて必要な書類となりますので必ず印刷の上、当日ご持参願います。

（７） お支払いについて

お支払いについては、配宿確定通知後に「お申込内容確認書兼お振込先のご案内」に記載の口座へ
８月１８日（金）までにお振り込みください。
ご送金の際、振込依頼人の欄に必ず「学校名」をご入力ください。
金融機関発行の「振込金額受領書」以外に別途弊社領収書をご要望の際は、「領収書発行依頼書」に記入の上 FAX でご依頼ください。領収書は大会終了後９月１日までに郵送でお送りいたします。
恐れ入りますが振込手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます。

〔指定口座〕
みずほ銀行　第五集中支店　普通口座　０１７０９２３
メイテツカンコウサービス（カ

８．その他

（１） 詳しい旅行条件を後半のページに添付しております。事前にご確認の上お申し込みください。

９．ご宿泊先一覧表　　大会前半期間　令和５年８月１８日（金）～２１日（月）

【香川東部地区】注１：申込区分に S・A 区分はありません

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場（有料会議室定員２５名以上）
B	アパホテル高松空港	高松空港	13,000 円	１泊２食 朝食お弁当対応 夕食はホテル外	洋室・和室	有料会議室 TKP @12000＋設営費　１時間

B	クアパークさぬき津田	さぬき市	13,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場または 有料会議室@16,500～2 時間
C	TRESTA 白山	三木町	11,000 円	1 泊 2 食	洋室・和室	食事会場または 有料会議室@11,000～
C	新樺川観光ホテル	塩江温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室	宿舎内の小宴会場
C	ホテルセカンドステージ	塩江温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室・洋室	宿舎内の部屋利用可 （定員 20 名）
C	庵治観光ホテル海のやどり	庵治温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室	夕食会場（宴会場）
D	ゆーとぴあみろく	さぬき市	9,000 円	1 泊 2 食	和室	宿舎内の 2 階会議室
D	春日温泉	さぬき市	9,000 円	1 泊 2 食	和室・広間	宿舎内の食事会場

【高松周辺地区】注１：申込区分で D 区分が少ないです

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場 （有料会議室定員２５名以上）
S	ＪＲホテルクレメント高松	高松市	18,000 円	1 泊朝食 夕食手配可能	洋室	有料会議室@38,720～ 2 時間
A	クレメントイン高松	高松市	15,000 円	1 泊朝食 夕食手配可能	洋室	
A	ホテルパールガーデン	高松市	15,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場または 有料会議室@28,600～2 時間
B	高松東急ＲＥＩホテル	高松市	13,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場
B	ダイワロイネットホテル高松	高松市	13,000 円	1 泊 2 食 夕食はホテル外	洋室	
B	リーガホテルゼスト高松	高松市	13,000 円	1 泊 2 食 夕食はホテル外	洋室・和室	1 階のアルゴ喫茶利用可能
C	トレスタ白山	三木町	11,000 円	1 泊 2 食	洋室・和室	有料会議室@11,000～2 時間
C	ザ・セレクトン高松	高松市	11,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場
C	ニューグランデみまつ・サキカ	高松市	11,000 円	1 泊 2 食	和室	食事会場
D	銀星旅館	高松市	9,000 円	1 泊 2 食	和室	食事会場

【香川西部地区】注１：申込区分にＳ・Ａ区分はありません

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場（有料会議室定員２５名以上）
B	アパホテル高松空港	高松空港	13,000 円	１泊２食 朝食お弁当対応 夕食はホテル外	洋室・和室	有料会議室 TKP @12,000＋設営費　１時間
C	オークラホテル丸亀	丸亀市	11,000 円	１泊２食	洋室・和室	食事会場
C	坂出グランドホテル	坂出市	11,000 円	１泊２食	洋室	食事会場または 有料会議室@22,000～1 時間
C	宇多津グランドホテル	宇多津町	11,000 円	１泊２食 夕食はお弁当対応	和室・洋室	食事会場
C	坂出プラザホテル	坂出市	11,000 円	１泊２食	洋室	食事会場
C	ルートイン坂出インター	坂出市	11,000 円	１泊２食 夕食はホテル外	洋室	１階　レストランが空いていれば対応可能
C	ホテルニューセンチュリー坂出	坂出市	11,000 円	１泊２食	洋室	宿舎内　食事会場または 会議室利用可
C	総本山善通寺いろは会館	善通寺市	11,000 円	１泊２食	和室	食事会場
C	ホテルトヨタ	多度津町	11,000 円	１泊２食	和室・洋室	食事会場
C	ホテルルートイン丸亀	丸亀市	11,000 円	１泊２食	洋室	
D	HOTEL AZ 香川宇多津	宇多津町	9,000 円	（１泊２食）	洋室	準備中（食事会場）または 四国健康村（温泉入浴付）
D	チサン イン丸亀善通寺	善通寺市	9,000 円	１泊朝食 夕食手配可能	洋室	

【朝食時間について】

※朝食時間の希望が早い場合、お弁当への変更や朝食欠食の対応を取らせていただく場合がございます。
8 月 19 日は朝食時間 6:30 スタートです。18 日及び 20 日以降は 7:00 スタートになる宿舎があります。
予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

【ミーティング会場について】

※食事会場をミーティング会場としてご利用の場合は食後 30 分程度の打合せを想定しております。

※一覧表表示の「有料会議室」は時間貸しの会議室や宴会場のことを言います。ご希望があれば直接宿舎にご相談ください。なお当日の使用状況により空室がない場合がありますのでご了承ください。
また、有料でないミーティング会場があるところでも当日の使用状況により空室がない場合がありますのでご了承ください。

１０．ご宿泊先一覧表　　大会後半期間　令和５年８月２２日（火）～２３日（水）

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	その他 ミーティング会場
S	ＪＲホテル クレメント高松	高松市	18,000 円	１泊朝食 夕食別手配可能	洋室	有料会議室@38,720～ 2 時間
A	ホテル パールガーデン	高松市	15,000 円	１泊２食	洋室	食事会場または 有料会議室@28,600～2 時間
B	高松東急ＲＥＩ ホテル	高松市	13,000 円	１泊２食	洋室	食事会場
C	TRESTA 白山	三木町	11,000 円	１泊２食	洋室・和室	食事会場または 有料会議室@11,000～2 時間
C	ザ・セレクトン 高松	高松市	11,000 円	１泊２食	洋室	食事会場
C	ニューグランデ みまつ・サキカ	高松市	11,000 円	１泊２食	和室	食事会場
C	オークラホテル 丸亀	丸亀市	11,000 円	１泊２食	和室	食事会場
C	坂出プラザホテル	宇多津町	11,000 円	１泊２食	洋室	食事会場
C	ホテルセカンド ステージ	塩江温泉	11,000 円	１泊２食	和室・洋室	宿舎内の部屋利用可 （定員 20 名）

【香川東部エリアのホテル一覧】

番号ー申込区分	ホテル名	住　所	電話番号
1 －B	アパホテル高松空港	高松市香南町由佐 2425-2	087-879-1111
2 －B	クアパーク津田	さぬき市津田町松原地内	0879-42-2521
3 －C	TRESTA 白山	木田郡三木町下高岡 972-30	087-898-8881
4 －C	新樺川観光ホテル	高松市塩江町安原上東 1-6	087-893-1200
5 －C	ホテルセカンドステージ	高松市塩江町上西乙 1118-8	087-893-1100
6 ―C	庵治観光ホテル海のやどり	高松市庵治町 5949	087-871-3141
7 －D	ゆーとぴあみろく	さぬき市大川町富田中 3424	0879-43-5200
8 －D	春日温泉	さぬき市寒川町神前 22	0879-43-6565

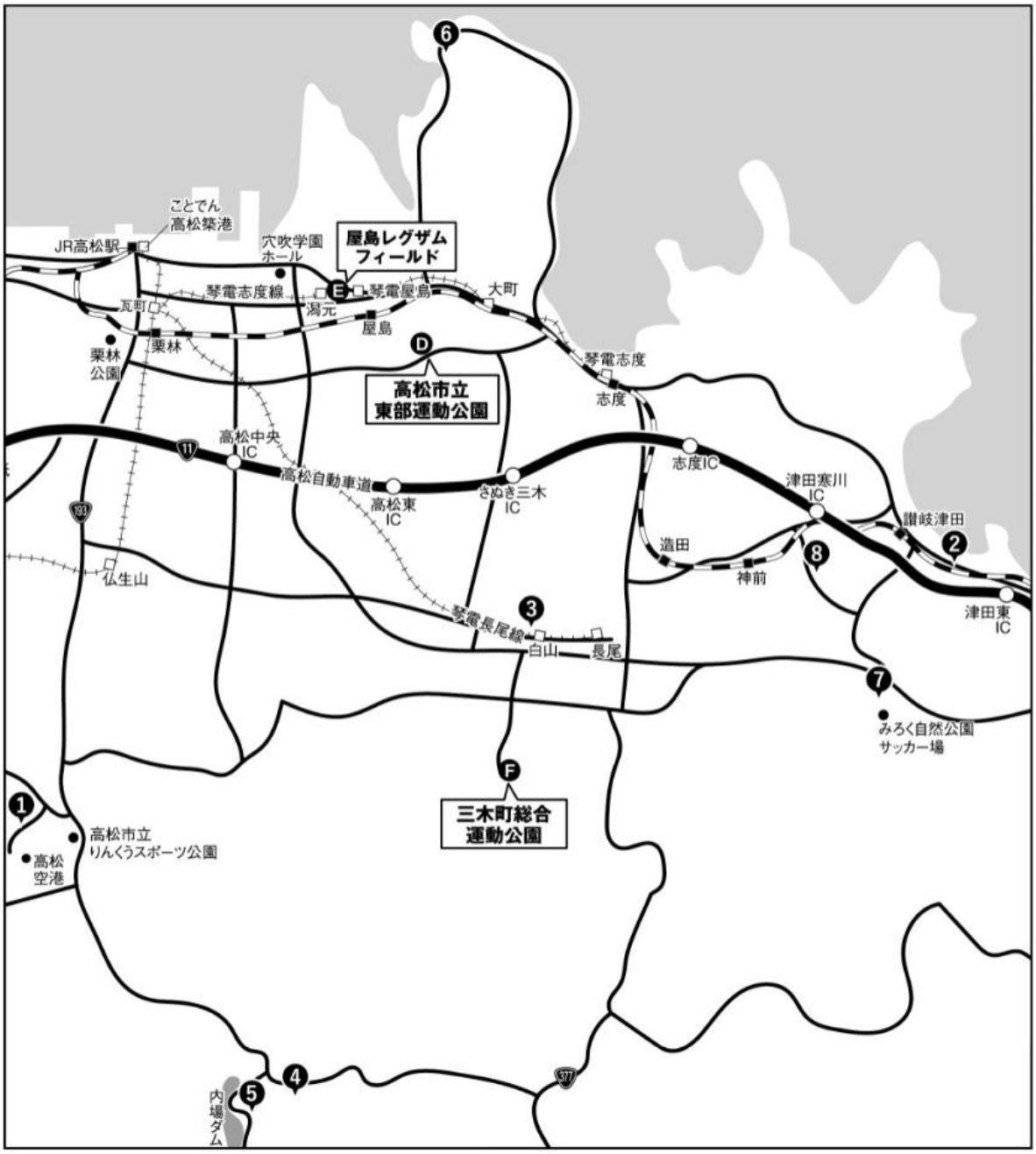

【高松周辺エリアのホテル一覧】

番号ー申込区分	ホテル名	住　所	電話番号
1 －S	ＪＲホテルクレメント高松	高松市浜ノ町 1-1	087-811-1111
2 ―A	ＪＲクレメントイン高松	高松市浜ノ町 1-3	087-811-1200
3 －A	ホテルパールガーデン	高松市福岡町 2-2-1	087-821-8500
4 －B	高松東急ＲＥＩホテル	高松市兵庫町 9-9	087-821-0109
5 －B	ダイワロイネットホテル高松	高松市丸亀町 8 番地 23-8 階	087-811-7855
6 －B	リーガホテルゼスト高松	高松市古新町 9-1	087-822-3555
7 －C	TRESTA 白山	木田郡三木町下高岡 972-30	087-898-8881
8 －C	ザ・セレクトン高松	高松市城東町 1-9-5	087-821-2222
9 －C	ニューグランデみまつ・サキカ	高松市通町 2-3	087-851-3507
10ーD	銀星旅館	高松市亀岡町 1-16	087-831-2171

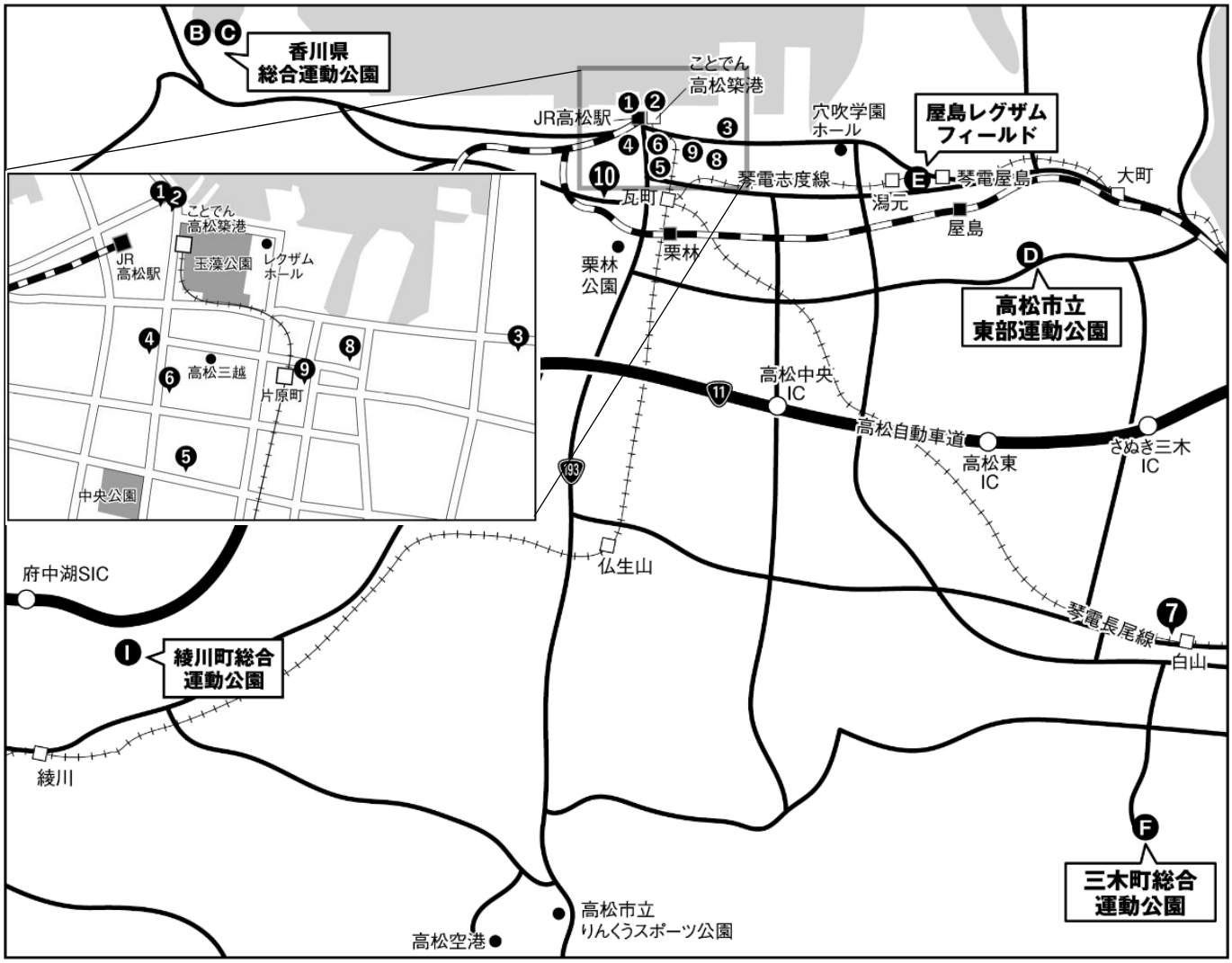

【香川西部エリアのホテル一覧】

番号－申込区分	ホテル名	住　所	電話番号
１－B	アパホテル高松空港	高松市香南町由佐 2425-2	087-879-1111
２－C	オークラホテル丸亀	丸亀市富士見町三丁目 3 番 50 号	0877-23-2222
３－C	坂出グランドホテル	坂出市西大浜北 1-2-33	0877-44-1000
４－C	宇多津グランドホテル	綾歌郡宇多津町浜三番丁 22-1	0877-41-1000
５－C	坂出プラザホテル	坂出市西大浜北 3-2-43	0877-45-6565
６－C	ホテルルートイン坂出北インター	坂出市西大浜北 4-5-31	0877-59-1110
７－C	ホテルニューセンチュリー坂出	坂出市久米町 1-25-8	0877-45-1180
８－C	総本山善通寺いろは会館	善通寺市善通寺町 3-3-1	0877-62-0111
９－C	ホテルトヨタ	仲多度郡多度津町栄町 3-2-10	0877-33-0088
１０－D	HOTEL ＡＺ 香川宇多津	綾歌郡宇多津町新開 2419-5	0877-49-0501
１１－D	チサン イン 丸亀善通寺	丸亀市原田町西三分一 1587-1	0877-21-3711
１２－C	ホテルルートイン丸亀	丸亀市田村町字二丁田 512-1	050-5576-7995

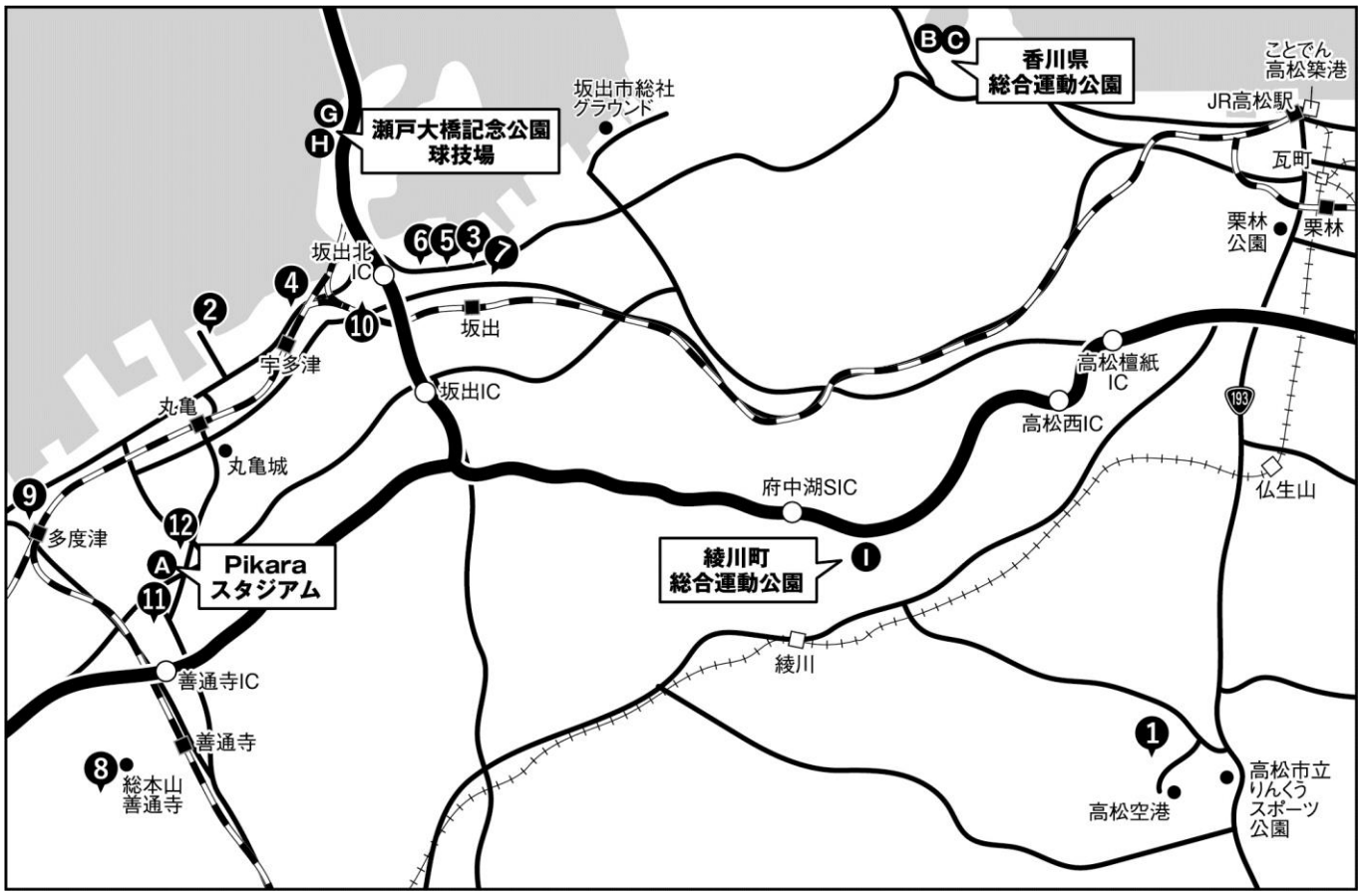

１１．取消料規定について

【宿泊の取消料】

取　消　日	取　消　料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４日前まで(例:8/18 宿泊なら 8/14)	無　料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日前～２日前まで	旅行代金の３０％
旅行開始日の前日	旅行代金の４０％
旅行開始日の当日（旅行開始前）	旅行代金の５０％
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の１００％

（１）　宿泊のお取消に関しては１泊目から起算いたします。

２泊目以降のお取消に関しては旅行開始以降となり、宿泊代金の１００％となります。

営業日・取消基準時間外にお申し出の場合は翌営業日受付の扱いとなります。

（弊社の営業は、平日９時３０分～１７時００分・土日祝日は休業です。）

但し、８月１１日（金）・１２日（土）・１３日（日）は、本大会受付業務に限り営業させていただきます。

（２）　お弁当の取消料規定は、宿泊取消料と異なりますのでご注意ください。

【お弁当の取消料】※お弁当は旅行契約に該当しません。

取　消　日	取　消　料
手配日前日 12：00 までの連絡	無　料
手配日前日 12：00 以降、当日の連絡	１００％

（３）　大会開催当日は、会場内（香川県総合運動公園）に当社ツアーデスクを設置しております。

（４）　返金について

お振り込み後、変更・取消などにより返金が生じた場合、大会終了後、お客様指定の口座へ振り込みます。

その際、ＷＥＢ申込トップ画面に添付の「ご返金先口座確認書」をＦＡＸまたはメールにてご送付ください

ますようよろしくお願いいたします。

（５）　領収書発行について

① 領収書が別途ご必要な場合は、旅行代金ご入金後、ＷＥＢ申込トップ画面右下の「領収書発行依頼書」を

ダウンロードし必要事項を記入の上、ＦＡＸ又はメールにて宿泊事務局宛にご送付ください。

② ご依頼いただきました領収書は、大会終了後ご指定の宛先に郵送させていただきます。

③ 一旦発行した領収書の差し替えは、発行済領収書と返信用封筒同封の上、郵送にてご依頼願います。

●お問い合わせ・お申し込み先

名鉄観光サービス（株）高松支店　『第５４回全国中学校サッカー大会　宿泊センター』

観光庁長官登録旅行業第５５号・日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

〒760-0023　香川県高松市寿町 1-4-3 高松中央通りビル３階

ＴＥＬ　０８７－８２２－１６２１　　ＦＡＸ　０８７－８２２－１６２８

営業時間：９時３０分～１７時００分（土・日・祝祭日休業）

旅行業務取扱管理者：　喜多野　裕介

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

担当：　合田　琢也

E-mail:　zenchu2023-soccer@mwt.co.jp

名鉄観光ホームページ　http//:www.mwt.co.jp

承認コード	中四国 23-002

個人情報の取り扱いについて

当社は、お申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。

募集型企画旅行契約の部

第1章　総　　則

第１条（適用範囲）

１．当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）はこの約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

２．当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第２条（用語の定義）

１．この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

２．この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

３．この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第１２条第２項、第１６条第１項後段、第１９条第２項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

４．この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

５．この約款でカード利用日とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

第３条（旅行契約の内容）

当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

第４条（手配代行者）

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第２章　契約の締結

第５条（契約の申込み）

１．当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

２．当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

３．第１項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

４．募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

５．前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

第６条（電話等による予約）

１．当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第１項又は第２項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

２．前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったとき、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

３．旅行者が第１項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は予約のなかったものとして取り扱います。

第７条（契約締結の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（１）当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

（２）応募旅行者数が募集予定数に達したとき。

（３）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（４）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（５）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（６）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（７）旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（８）その他当社の業務上の都合があるとき。

第８条（契約の成立時期）

１．募集型企画旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し、第５条第１項の申込金を受理した時に成立するものとします。

２．通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

第９条（契約書面の交付）

１．当社は、前条に定める契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

２．当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

第１０条（確定書面）

１．前条第１項の契約書面において確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

２．前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

３．第１項の確定書面を交付した場合には、前条第２項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

第１１条（情報通信の技術を利用する方法）

１．当社はあらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

２．前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第１２条（旅行代金）

１．旅行者は旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

２．通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第３章　契約の変更

第１３条（契約内容の変更）

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

第１４条（旅行代金の額の変更）

１． 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済状勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

２． 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

３．当社は、第１項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

４．当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、これから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

５．当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

第１５条（旅行者の交替）

１．当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

２．旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

３． 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第４章　契約の解除

第１６条（旅行者の解除権）

１．旅行者は、いつでも別表第１に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

２．旅行者は、次に掲げる場合において前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

（１）当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が重要なものであるときに限ります。

（２）第１４条第１項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（３）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（４）当社が旅行者に対し、第１０条第１項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
（５）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
３．旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、第１項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
４．前項の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

第１７条（当社の解除権等－旅行開始前の解除）
当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
（１）旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
（２）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
（３）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
（４）旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
（５）旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
（６）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
（７）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
（８）通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
（９）旅行者が第７条第５号から第７号までのいずれかに該当することが判明したとき。
２．旅行者が第１２条第１項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第１項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
３．当社は、第１項第５号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては１３日目（日帰り旅行については３日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては２３日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

第１８条（当社の解除権－旅行開始後の解除）
当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
（１）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
（２）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
（３）旅行者が第７条第５号から第７号までにいずれかに該当することが判明したとき。
（４）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

２．当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する債務については、有効な弁済がなされたものとします。
４．前項の場合において、当社は旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

第１９条（旅行代金の払戻し）
１．当社は、第１４条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

２．当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第１４条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
３．前２項の規定は、第２７条又は第３０条第１項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第２０条(契約解除後の帰路手配）
１．当社は、第１８条第１項第１号又は第４号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
２．前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第５章　団体・グループ契約

第２１条（団体・グループ契約）
当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第２２条（契約責任者）
１． 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該責任者との間で行います。
２．契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
３．当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
４．当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第６章　旅程管理

第２３条（旅程管理）
当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
（１）旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
（２）前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様なものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

第２４条（当社の指示）
旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

第２５条（添乗員等の業務）
１． 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第２３条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
２．前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として８時から２０時までとします。

第２６条（保護措置）

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第7章　責　　任

第２７条（当社の責任）

１．当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって当社又は当社が第４条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知のあったときに限ります。

２．旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

３．当社は、手荷物について生じた第１項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては１４日以内に、海外旅行にあっては２１日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者１名につき１５万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第２８条（特別補償）

１．当社は、前条第１項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

２．前項の損害について当社が前条第１項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

３．前項に規定する場合において、第１項の規定に基づく当社の補償金支払義務は当社が前条第１項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

４．当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

第２９条（旅程保証）

１．当社は、契約内容の重要な変更（運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第２７条第１項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

（１）次に掲げる事由による変更

イ．天災地変

ロ．戦乱

ハ．暴動

ニ．官公署の命令

ホ．運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ．当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（２）第１６条から第１８条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

２．当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者１名に対して１募集型企画旅行につき旅行代金に１５％以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者１名に対して１募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

３．当社が第１項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第２７条第１項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

第３０条（旅行者の責任）

１．旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

２．旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

３．旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第８章　弁済業務保証金

第３１条（弁済業務保証金）

１．当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関３丁目３番３号）の保証社員となっております。

２．当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から１億５，０００万円に達するまで弁済を受けることができます。

３．当社は、旅行業法２２条の１０第１項の規定に基づき一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第７条第１項に基づく営業保証金は供託しておりません。

レンタカーのご案内について

※当社はご案内のみとなります。レンタカー会社様とお客様の直接契約となります。

（１） 申込方法

別紙【レンタカー予約申込書】にご記入の上、直接「トヨタレンタカー　高松店」宛へFAXにてお申込みください。

なお、大会ホームページでもご案内予定です。

（２） 適用期間

2023年　8月18日（金）～ 24日（木）までの7日間

（３） ご利用案内

全車両カーナビ付・ETC車載器付・AT車・禁煙車（商用車、バス除く）となります。

料金については、ご出発前にクレジットカードにて各ご利用の店舗でお支払いください。

なお、現金払いをご希望の方は、免許証以外に下記のような身分証明書のご提示が必要となります。

【 健康保険証・ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ・パスポート・公共料金領収証（発行2カ月以内に限る）・社員証（顔写真付き）　等 】

乗捨ての場合は別途乗捨て料金が発生します。予約の際にお問い合わせください。

返車の際、燃料は満タンにしてお返しください。満タンで返車いただけない場合、所定の燃料代を申し受けます。

（４） 料金表

【税込　円】

クラス		車種名	3時間	6時間	12時間	24時間	以後1日	超過1H
乗用車	C0	PIXIS　等	－	6,160	6,600	8,580	7,260	1,320
	C1	ヤリス・ルーミー　等	4,312	6,160	6,600	8,580	7,260	1,320
	C2	アクア・カローラGAS　等	5,390	7,150	8,250	10,120	8,250	1,430
	C3	プリウス・カローラHEV　等	－	8,800	9,900	12,100	9,900	1,650
	C4 ※1	カムリHEV	－	12,650	14,850	18,920	14,300	2,860
	C5 ※1	クラウン	－	17,600	24,200	30,800	22,550	3,300
	SUV1	ライズ	－	9,130	10,450	11,440	10,450	1,980
	SUV2	C-HR HEV	－	10,450	12,650	16,500	12,650	2,200
	SUV3 ※1	ハリアー HEV	－	15,840	20,350	24,420	17,380	2,750
	SP1 ※1	GRヤリス	－	10,450	12,650	16,500	12,650	2,200
ミニバン	W1	シエンタ　等（7人乗）	5,500	7,700	9,900	13,200	9,900	1,650
	W2	ノア・ヴォクシー　等（7.8人乗）	－	14,300	15,400	20,900	15,400	2,200
	W3 ※1	アルファード・ヴェルファイア　等（7.8人乗）	－	17,050	22,000	27,500	18,700	2,970
	W4	ハイエースグランドキャビン（10人乗）	－	18,480	23,760	29,700	20,240	3,300
商用車	V0	ピクシスバン	－	6,160	6,600	8,580	7,260	1,320
	V1	サクシードバン・プロボックスバン	5,280	7,040	9,350	10,560	7,700	1,320
	V2	ライトエースバン　等	－	7,590	9,900	11,660	8,250	1,430
	V3	ハイエースバン（6.9人乗）	－	9,900	12,650	14,850	11,000	2,200
バス	BUS2	コースター（28.29人乗）	－	27,500	36,300	42,350	29,700	3,300

※1：クレジットカード払い限定

車種をご指定された場合、別途料金が発生します。【税込　2,200円/1回】

免責補償制度にご加入いただくと別途料金がかかります。【税込　1,100円・2,200円（バスのみ）/1日】

（５） **保険補償額（料金に含まれる保険・補償）**※万一の事故の場合でも、下記の限度額の範囲内で保険金が給付されます。

対人補償	1名につき無制限（自賠責保険含む）	対物補償	1事故につき無制限 （免責額：5万円）
車両補償	1事故につき車両時価額まで 免責額：5万円、10万円（バスのみ）	人身傷害補償	1名につき5,000万円まで（※1）

※1：搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき、運転者の過失に関わらず損害額を補償いたします。

（限度額 5,000万円：損害額は保険約款に定める基準に従い算出されます。）

上記事故負担額および補償限度額を超える損害はお客様のご負担となります。

保険約款の保険金をお支払いできない事由に該当する事故の場合は補償されません。

また警察の事故証明がない場合も補償されない場合があります。

（６） **ノンオペレーションチャージ（NOC）**

万一、事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃が必要となった場合、その期間中の営業補償として

下記金額をご負担いただきます。（保険補償の免責額とは異なりますのでご注意ください。）

非課税

レンタカーで自走し予定の店舗に返却された場合	20,000円
レンタカーで自走できずに予定の店舗に返却されなかった場合	50,000円

（７） **トヨタレンタカー安心Wプラン**　　【加入料：税込 1650円/日（免責補償料含む）】

このプランに加入されますと、自己負担額（免責額）の免除に加え、ノンオペレーションチャージ（NOC）のお支払いが免除されます。（損傷タイヤの修理・交換代・ホイールキャップ紛失時の実費ご負担分の補償を含む）

（８） **その他オプション品（レンタル品）**

【税込】

チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーシート	550円/3日
ETCカード	330円/1回
JAF会員証	550円/1回

◆トヨタレンタカー（株式会社トヨタレンタリース東四国）　店舗一覧◆

高松店	**高松空港店**	**丸亀駅前店**
たかまつてん ［Takamatsu Station］	たかまつくうこうてん ［Takamatsu Airport］	まるがめえきまえてん ［Marugame Station］
住所 香川県高松市西の丸町10-21 TEL 087-851-0100 アクセス 高松駅南口より南へ徒歩4分	住所 香川県高松市香南町大字由佐3388-1 TEL 087-879-8100 アクセス 高松空港より店舗まで送迎対応	住所 香川県丸亀市浜町305-3 TEL 0877-22-2103 アクセス 丸亀駅北口より西へ4分

FAX：087-822-7132　　**（お手数でも着信確認をお願いします）**

令和５年度全国中学校体育大会　第５４回全国中学校サッカー大会

＜記入日＞　令和５年　８月　　日

レンタカー申込書

申込NO.	トヨタレンタカー記入	

※予約のために必要な範囲内の個人情報の提供について同意の上、レンタカー予約を申し込みます。

【注意事項】内容確認後、ＦＡＸで回答をさせていただきます。

チーム名	都道府県		ご担当様名	
申込代表者（運転者）	フリガナ		携帯電話	
	氏名			
	住所	〒		
	TEL		FAX	
貸出日・時間	令和５年８月　　日（　　）　　時　　分			
返却日・時間	令和５年８月　　日（　　）　　時　　分			
貸出店舗 ※店舗に〇をつけてください		■高松店		
		■高松空港店→到着便名をお願いします。《　JAL ・ ANA（　　）》		
		■丸亀駅前店		
返却店舗 ※店舗に〇をつけてください		■高松店		
		■高松空港店→出発便名をお願いします。《　JAL ・ ANA（　　）》		
		■丸亀駅前店		

クラス車種台数	クラス	車　種	台 数	禁煙・喫煙
	クラス	車種指定　有　無・乗車人数　　名	台	禁煙・喫煙・どちらでも可
	クラス	車種指定　有　無・乗車人数　　名	台	禁煙・喫煙・どちらでも可

備考・質問・要望			
申込先	FAXでのお申し込みは下記までお願いします。 トヨタレンタカー　高松店 **FAX：087-822-7132**　　TEL：087-851-0100 営業時間：８：００～２０：００	ご回答	トヨタレンタカー記入欄 月　　日 クラス　　台 料金￥　　円 で予約受付しました。

令和5年度 全国中学校体育大会

第54回全国中学校サッカー大会日程

月日	内容	会場 ＼ 時間	7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
8／18（金）	会場設営	各試合会場			会場準備（テント・看板、駐車場配置等）ライン引き			昼 食	会場準備（テント・看板、駐車場配置等）、ライン引き				会議室準備			
		練習会場			会場準備	各チーム練習 10:00～11:00 11:30～12:30 13:00～14:00				片付け						
8／19（土）	監督会議	穴吹学園ホール（ホール）			監督会議・会場準備・資料等配置			昼 食	最終確認 リハーサル	受付	監督会議 15:00～		会場撤去			
	競技部会	穴吹学園ホール（301・302）											競技部会 16:30～		審判部会 19:00～（宿泊先会議室）	
	技術部会	穴吹学園ホール（視聴覚室）											技術部会 16:30～			
	会場設営	各試合会場			会場準備・設置・リハーサル			昼 食	最終確認 係打合せ							
	練習会場運営	練習会場		会場準備		各チーム練習 9:30～10:30 11:00～12:00 12:30～13:30				片付け						
8／20（日）	1回戦	香川県総合運動公園 サッカー・ラグビー場	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		香川県総合運動公園 第2サッカー・ラグビー場	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		高松市立東部運動公園 第2サッカー場	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		屋島レクザムフィールド	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		三木町総合運動公園 サッカー場	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		瀬戸大橋記念公園 球技場第2グラウンド	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		瀬戸大橋記念公園 球技場第4グラウンド	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
		綾川町総合運動公園 競技場	準備 7:00～	開場 8:00		第1試合 9:30～		第2試合 12:00～		片付け						
	競技部会	屋島レクザムフィールド（会議室）									競技部会 15:00～				審判部会 19:00～（宿泊先会議室）	
	技術部会	穴吹学園ホール（視聴覚室）									技術部会 15:00～					
8／21（月）	2回戦	香川県総合運動公園 サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け			会場打合会 15:00～16:00（香東中）					
		香川県総合運動公園 第2サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け								
		高松市立東部運動公園 第2サッカー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け								
		屋島レクザムフィールド	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け								
		三木町総合運動公園 サッカー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
		瀬戸大橋記念公園 球技場第2グラウンド	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
		瀬戸大橋記念公園 球技場第4グラウンド	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
		綾川町総合運動公園 競技場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
	競技部会	屋島レクザムフィールド（会議室）								競技部会 13:30～					審判部会 19:00～（宿泊先会議室）	
	技術部会	穴吹学園ホール（視聴覚室）								技術部会 13:30～						
8／22（火）	準々決勝	香川県総合運動公園 サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け				会場打合会 15:30～16:30（香東中）				
		香川県総合運動公園 第2サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		片付け								
		高松市立東部運動公園 第2サッカー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
		屋島レクザムフィールド	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		会場撤去								
	競技部会	屋島レクザムフィールド（会議室）								競技部会 13:30～					審判部会 19:00～（宿泊先会議室）	
	技術部会	穴吹学園ホール（視聴覚室）								技術部会 13:30～						
8／23（水）	準決勝 3位表彰式	香川県総合運動公園 サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		3位表彰式	昼 食	会場撤去			会場打合会 16:00～17:00（Pikaraスタジアム）			
		香川県総合運動公園 第2サッカー・ラグビー場	準備 7:30～	開場 8:30		第1試合 10:00～		3位表彰式	昼 食	会場撤去						
	決勝会場	Pikaraスタジアム			会場準備											
	競技部会	香川県総合運動公園 サッカー・ラグビー場（会議室）								競技部会 13:00～					審判部会 19:00～（宿泊先会議室）	
	技術部会	Pikaraスタジアム（会議室）								技術部会14:00～						
8／24（木）	決 勝 表彰式	Pikaraスタジアム	準備 7:30～	開場 8:30		決 勝 10:00～		表彰式	昼 食	会 場 撤 去						

令和5年度全国中学校体育大会

第54回全国中学校サッカー大会組合せ

令和5年8月19日～24日　香川県高松市／三木町／綾川町／坂出市／丸亀市

A ：Pikaraスタジアム（天然芝）
B ：県総合運動公園サッカー場（天然芝）
C ：県総合運動公園第2サッカー場（天然芝）
D ：東部運動公園第2サッカー場（天然芝）
E ：屋島レクザムフィールド（天然芝）
F ：三木町総合運動公園サッカー場（天然芝）
G ：瀬戸大橋記念公園第2グラウンド（天然芝）
H ：瀬戸大橋記念公園第4グラウンド（天然芝）
I ：綾川町総合運動公園競技場（天然芝）

試合球
会場 ：A･B･D･F･I はモルテン
会場 ：C･E･G･Hは ミカサを使用

	20日（日）	21日（月）	22日（火）	23日（水）	24日（木）
<1> 東海第1代表	【1】 9:30 B1	【17】 10:00 C1	【25】 10:00 B1	【29】 10:00 C1	【31】 10:00 A1
<2>					
<3>	【2】 9:30 F1				
<4>					
<5>	【3】 12:00 D2	【18】 10:00 F1			
<6>					
<7>	【4】 12:00 G2				
<8>					
<9> 九州第1代表	【5】 9:30 E1	【19】 10:00 D1	【26】 10:00 E1		
<10>					
<11>	【6】 9:30 I1				
<12>					
<13>	【7】 12:00 C2	【20】 10:00 I1			
<14>					
<15>	【8】 12:00 H2				
<16>					
<17> 東海第2代表	【9】 9:30 C1	【21】 10:00 B1	【27】 10:00 C1	【30】 10:00 B1	
<18>					
<19>	【10】 9:30 H1				
<20>					
<21>	【11】 12:00 E2	【22】 10:00 G1			
<22>					
<23>	【12】 12:00 I2				
<24>					
<25> 東北第1代表	【13】 9:30 D1	【23】 10:00 E1	【28】 10:00 D1		
<26>					
<27>	【14】 9:30 G1				
<28>					
<29>	【15】 12:00 B2	【24】 10:00 H1			
<30>					
<31>	【16】 12:00 F2				
<32>					